

公正で民主的な公務員制度の確立をめざす提言(案)のポイント

2017年11月22日 日本国家公務員労働組合連合会(国公労連)

【1、問題意識】 森友・加計学園問題については、徹底した真相解明を求めると同時に、
疑惑が生じた背景にある公務員制度の抜本的な見直しが必要。

【2、制度見直しが必要な理由 → 公務員制度の根幹に関わる問題】

公務員とは	①公務員の役割は、国民の権利と安心・安全をまもること。→公務員の矜持。 ②憲法で「全体の奉仕者であって、一部の奉仕者ではない」(第15条2項)と規定。 →公正・中立でなければならない。 ③国家公務員法で「公務の民主的且つ能率的な運営を保障する」(第1条)と規定。 →公務の民主的運営(国民の意思を反映した運営)が必要。
-------	---



事情格	両学園問題は、時の政権の意向によって、「政策決定が歪められた」「不適切な行政の執行が行われたのではないか」などの疑惑が浮上。 →公務の公正・中立性の確保と民主的運営という憲法と国家公務員制度の根幹に関わる重大な問題。 ※公務運営に支障も発生。
-----	--

【3、なぜ、このような事態が生じたか?】

主な公務員制度「改革」の変遷をたどると… ①労働基本権が認められていた最初の国家公務員法(1948年) ②労働基本権の制約と人事院の創設(1948年) ③使用者側人事行政機関として総理府人事局の新設(1965年) ④中央省庁再編による内閣府の創設と内閣官房の権限強化(2001年) ⑤人事評価制度の導入(2009年) ⑥内閣人事局の設置と幹部人事の一元管理(2014年)	※制度以外にも ①国の機関の廃止 ②定員削減 ③規制緩和 ④民営化・地方分権 国の権限・機能の低下
---	--



国家公務員の人事管理を強化する一方で官邸の権限を強化。 大企業・財界が政治への影響力を強めている状況下でその意向を反映しやすい制度へ。
--



※近年の財界の主な要求 ①日本経団連の「さらなる行政改革の推進に向けて 国家公務員制度改革を中心に」(2005年)で、内閣機能の強化、人事評価制度確立、幹部職員の一元管理、行政関与縮小などを要求。 ②経済同友会提言「中央政府の再設計」(2007年)で、官房又は内閣府に人事管理部局を設置して幹部職員の一括採用・一括配置等を一元管理すること、身分保障の廃止などを要求。 ③経済同友会提言「国家公務員制度改革関連法案の国会提出にあたって 横串機能を強化せよ」(2013年)で、内閣人事局の設置で官邸の人事権の最大限の活用などを要求。

【4、この間の公務員制度「改革」の真のねらい】

大企業・財界が新自由主義改革を推進するために、規制緩和の推進、法人税の減税、消費税率の引き上げや社会保障の切り捨てなど、利益至上主義の施策を国に推進させる。
→公務員への攻撃にみえる公務員制度「改革」は、結果として自己責任や自立自助などという形で、国民に犠牲を強いている。

【5、明らかとなった公務員制度の4つの問題】

- ①官邸の権限の強化で内閣府等を通じて政権の背景にある大企業・財界の意向を施策決定に反映させて各府省の権限を実質的に弱めるとともに、幹部人事の一元管理で霞が関官僚を掌握する仕組み。
- ②公務員から労働基本権を奪う一方で、人事院の代償機能の低下と使用者権限の強化で、人事や労働条件を意のままに扱い、国家公務員を従える人事管理の仕組み。
- ③政策決定過程の手続きや文書管理など不透明さ、身分保障制度や退職管理・年金制度の形骸化で公正で民主的な制度を揺るがす仕組み。
- ④総人件費抑制方針のもとづく定員削減や規制緩和、民営化、地方移管などによる国民の権利保障機能を低下させる仕組み。

【6、公正で民主的な公務員制度をめざすための提言(案)】

「全体の奉仕者」として国民の権利保障という公務員の役割を明確にして、公正で民主的な前記の4つの問題に対応した国家公務員制度の確立をめざす。

(1) 公正で民主的な政策決定のための仕組みの整備

- ①内閣府は、所掌事務を関係府省に移管し、廃止を含めてあり方を抜本的に見直す。
- ②幹部職員等の人事は、各府省共通の基準を設け、中立した第三者機関が担う。
- ③政策決定を歪めるような疑惑については、国会の国政調査権の発動と第三者機関を設置して、真相解明と再発防止策を確立する仕組みを整備する。

(2) 民主的な人事行政機関の設置と公務員の権利保障

- ①内閣人事局を廃止するとともに、人事院を改組して、内閣から独立した公正・中立な新たな人事行政機関を設置する。
- ②公務員の労働基本権を完全に回復する。

(3) 公正・中立・透明性の確保

- ①行政と予算の私物化、不正・腐敗を防止するために、各官署毎に「行政運営委員会（仮称）」を設置し、政策決定、行政運営に職員の意見を反映する制度を確立する。
- ②情報公開や公文書管理は、第三者機関を設置して、公正・中立・透明性を確保する。
- ③内部告発権を保障し、一切の不利益が課せられないよう国民監視の制度を確立する。
- ④人事評価制度は、中・長期的な人材育成等に活用する制度に改める。
- ⑤分限・懲戒について、基準と手続き等について労使協議により明確にする。

(4) 国民の権利保障機能の強化

- ①国民の権利保障機能を十全に果たすために役割と需要に応じた体制を確保すること。そのため、総人件費抑制方針を改めるとともに、総定員法の廃止と定員削減計画の中止・撤回する。
- ②非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇をはかる法制度を整備すること。また、恒常的・専門的業務に従事する非常勤職員は、常勤化する。

【7、提言(案)の扱い】

提言(案)は、職場・組合員の意見集約をはかるとともに、公務員制度を研究している学者・専門家などの協力をえながら、提言を確立する。その上で、要求として政府・人事院にその実現を求めると同時に、民主的な行財政・司法を確立する運動を推進する。